

日本学生支援機構学部奨学生出願票〔2025年度二次採用〕

学生証番号	フリガナ	学部	年次	※新規入学者、編入学者のみ記入
	氏名			※いずれかを○で囲む (高校出身 大学出身 高専出身) 入学時増額貸与希望 (有 無)
		学部		

● 書類不備等の場合、原則UTAS登録の連絡先へ連絡しますが、UTAS登録のアドレスで連絡が取れない場合等に使用します。

メールアドレス (大文字と小文字のオー・数字のゼロ、大文字のアイ・小文字のエル・数字のイチなどはわかりやすいようにご記入ください)

本人連絡先	〒	電話 携帯
緊急連絡先 (実家等)	〒	電話

Q1. スカラネットは入力済ですか。また、奨学金確認書兼地方税同意書は機構に送付しましたか。

<input type="checkbox"/> 入力・送付済です	<input checked="" type="checkbox"/> 入力・送付していません (書類提出前に完了させてください)
-----------------------------------	---

Q2. マイナンバー提出等の手続きは行いましたか。

<input type="checkbox"/> 手続き済です	<input checked="" type="checkbox"/> 手続きをしていません (書類提出前に手続きをしてください)
---------------------------------	---

Q3. あなたの生計維持者の続柄に○をしてください。(生計維持者とは?→裏面をご参照ください)

生計維持者 1	父・母・祖父・祖母・その他 ()	※生計維持者が1名のみとなる場合は、以下のうち該当するコードに○をしてください。(コードの詳細は裏面をご参照ください)
生計維持者 2	父・母・祖父・祖母・その他 ()	

Q4. あなたの生計維持者が2024年12月31日時点と2025年12月31日時点で税法上扶養していた「子ども」の人数を記入してください。

2024年12月31日時点	人	2025年12月31日時点	人
---------------	---	---------------	---

Q5. 今回新たに申請する奨学金にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 給付のみ (多子世帯無償化含む)	<input type="checkbox"/> 給付と貸与 (第一種)	<input type="checkbox"/> 貸与のみ (第一種)
	<input type="checkbox"/> 給付と貸与 (第二種)	<input type="checkbox"/> 貸与のみ (第二種)
	<input type="checkbox"/> 給付と貸与 (第一種と第二種の併用)	<input type="checkbox"/> 貸与のみ (第一種と第二種の併用)

Q6. 令和7 (2025) 年度 東京大学授業料免除に申請しましたか。

<input type="checkbox"/> 授業料免除に申請した	<input type="checkbox"/> 授業料免除は申請していない
-------------------------------------	--

Q7. 民間等の奨学金を受給中または申請中ですか? ※日本学生支援機構奨学金と併用することが可能か必ずご自身でご確認ください

受給状況	大学を通じて応募: 奨学会の名称など	個人応募: 奨学会の名称など
<input type="checkbox"/> 受給中:	大学を通じて応募: ()	個人応募: ()
<input type="checkbox"/> 申請中:	大学を通じて応募: ()	個人応募: ()

確認欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	「奨学金確認書兼地方税同意書」は、申込者から日本学生支援機構へ所定の方法で直接提出 (郵送) が必要であることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	スカラネットの誤入力がある場合、正しく採用されなかったり、振込が大幅に遅れることがあることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	申請後、学校または日本学生支援機構から連絡することがありますので忘れずにご対応ください。
(以下は給付奨学金申請者のみ)	
<input type="checkbox"/>	給付奨学金に採用されると (停止期間中含む)、第一種奨学金の貸与月額が調整されることを確認しました。(『給付奨学金案内』p.19~21)
<input type="checkbox"/>	(他に民間等の奨学金を受給中の場合) JASSO給付奨学金を停止する必要の有無を申請前に確認しました。

生計維持者の考え方(『給付奨学金案内』p.12,13,『貸与奨学金案内』p.14,15より)

- 生計維持者は、原則あなたの父母(父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人)となります。
- 生計維持者が1名のみ(独立生計者を含む)である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求められる場合があります。

<<<注意:よくある間違い>>>

・母(又は父)が無職あるいは扶養されているため生計維持者を父(又は母)のみとした

⇒ **父母2名ともいる場合は2名とも生計維持者**となります。

また、無職や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類の提出が必要です。

I 父母ともにいる場合		生計維持者
I-1	父母と同居・別居(一人暮らし)	父母(2名) ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
I-2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
II-1	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則は父母となります。
II-2	父母が離婚調停中(父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない)	あなたの生活を支援する父又は母(1名)
III 父母が離婚		生計維持者
III-1	父母は離婚しており、父又は母(いずれか一方)と同居している	同居している父又は母(1名) ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名になります。
III-2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含みます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
IV-1	父又は母と死別(再婚していない)	左記に該当しない父又は母(1名)
IV-2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
IV-3	父又は母が意識不明(精神疾患含む)により意思疎通ができない	意思疎通ができる父又は母(1名) ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
V あなたが生計維持者となる場合		生計維持者
V-1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた(又は里親に養育されていた)	あなた1名
V-2	あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している	